

# 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

## 対象者 利用者

幼稚園の預かり保育を利用する3歳から5歳までの「保育の必要性の認定」を受けた子供たちの利用料が無償化されます。

### 預かり保育とは

保護者の希望に応じて、幼稚園の教育時間外にお子さんをお預かりする保育です。

- ◆ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
- ◆ 無償化の対象となるためには、町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。



### 保育を必要とする事由（保護者が保育することができない事由）

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 就 労       | 就労しているため（自宅外での就労、自営業、内職など家事以外） |
| 妊 娠 ・ 出 産 | 妊娠中または出産後のため                   |
| 病 気 ・ 障 害 | 病気、けが、心身に障害があるため               |
| 介 護 ・ 看 護 | 親族等を常に介護・看護しているため              |
| 求 職 活 動 中 | 求職活動（起業等準備を含む）をしているため          |
| 就 学       | 就学（職業訓練等を含む）のため                |
| そ の 他     | ご相談ください                        |

## 利用の 手続き

預かり保育を利用される場合は「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に申請書裏面に記載の「申請に必要な添付書類」を添えて通われている幼稚園を経由して町に提出してください。



問い合わせ先：南三陸町保健福祉課子育て支援係  
TEL 0226-46-1402

